

埼玉県報

号外第 11 号 平成 30 年(2018 年) 6 月 20 日 水曜日

目 次

告示

0	埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告
	示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第七百一号

規定により告示する。 一条第一項の規定により、 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第十九号)第十 知事指定薬物を次のとおり指定するので、 同条第四項の

平成三十年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一知事指定薬物

1 у 1 <u>)</u> ン―四―イル]アセタミド 及びその塩類 メトキシ― N, エニル― (通称名M Nе t h $^{\rm O}$ $\frac{\widehat{}}{||}$ \mathbf{X} У a フ cエニル e t у 1 エチ ル f е E° n \sim t リジ a n

口 の塩類 メチル) フェノ 匝 ル (通称名二五 I 3 k <u>-</u> 五. Ν ジ В メ Ο Н キシ <u>_</u> フ エ = ル N В 工 Ο チル]アミノ} H) 及びそ

一 効力発生の日

平成三十年六月二十一日